

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年11月

## (西アフリカ)ガンビア共和国及びサントメ・プリンシペ民主共和国を原産地とする輸入品の税目関連の97%に対し関税ゼロ税率の優遇措置を実施することに関する公告(税関総署公告 2017年第53号)

税関総署は2017年11月8日付けで「ガンビア共和国及びサントメ・プリンシペ民主共和国を原産地とする輸入品の税目関連の97%に対し関税ゼロ優遇措置を実施することに関する公告」を公布した。同公告により2017年12月1日から原産地がガンビア共和国及びサントメ・プリンシペ民主共和国両国の輸入品のうち、97%税目が関税ゼロ税率が適用される。輸入品の荷受人又は代理人が上述の両国で生産された商品を輸入した際に関税ゼロ税率の優遇措置適用を申請する場合、「税関総署公告2016年第51号」に従って、通関申告書を作成し、税関総署の「後発開発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法を公布することに関する公告」(税関総署令第231号)に基づき税関へ関係書類を提出しなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 「税関による輸出入品の抜取検査記録表」の改定に関する公告(税関総署公告 2017年第54号)

税関総署は2017年11月8日付けで「『税関による輸出入品の抜取検査記録表』の改定に関する公告」を公布し、「税関による輸出入品の抜取検査記録表」を改定した。改定後の「税関による輸出入品の抜取検査記録表」は「抜取検査の目的」欄の記入が不要となり、輸出入品の梱包及び外観上の説明については詳細な説明が求められている。また、通関申告書番号の記入は18桁の数字記入となる。備考欄は封印紙の番号を記入しなければならない。商品番号及びその他2つの説明欄の記入が追加された。同表末尾には「抜取検査用サンプルは申告商品と一致し、抜取検査の有効性を保証する」という声明を追加した。同公告は2017年12月1日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 中国香港経由で中国各地へ輸入されるワインに対して通関課税の便宜措置を全面的に実施(税関総署公告 2017年第55号)

税関総署は2017年11月8日付けで「中国香港経由で中国各地へ輸入されるワインに対して通関課税のための便宜措置を全面的に実施することに関する公告」を公布した。同公告によって2017年11月9日から通関課税の便宜措置の適用範囲は全国各地の港湾まで拡大する。中国香港経由で中国各地へ輸入されるワインに関するデータ及び資料は、香港で登録されたワイン輸出業者が「中国香港経由で中国各地へ輸入するワインインターネット申告システム」によって通関便益措置のための申告を行い、香港税関の審査・登録が完了した後、中国各地の港湾において通関課税の便宜措置が適用される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 海空運によって輸出入する運搬具・船荷証券の監督管理関連事項の調整に関する公告(税関総署公告 2017年第56号)

税関総署は2017年11月21日付けで「海空運によって輸出入する運搬具・船荷証券の監督管理関連事項の調整に関する公告」を公布した。同公告によると、物流企业は「税関の輸出入運搬具監督管理弁法(税関総署令第196号)」「税関の輸出入運搬具船荷証券

管理弁法(税関総署令第172号)」、及び同公告に記載された輸出入運搬具及び船荷証券に関する電子データの申告・転送期限、データ項目及び作成方法について規定に従い、輸出入運搬具及び船荷証に関する電子データを税関に申告・転送しなければならない。同公告は2018年6月1日から実施する。同時に、税関総署公告2010年70号、2013年68号、2014年70号を廃止する。詳細は[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 一部消費財の輸入に係る関税の調整に関する公告(税委会(2017)25号、税関総署公告2017年第57号)

国务院税関税則委員会及び税関総署は2017年11月22日及び同月27日付けでそれぞれ個別に「一部消費財の輸入に係る関税の調整に関する公告」を公布した。同公告によると、2017年12月1日から暫定税率で一部消費財の輸入に係る関税を引き下げる。税率引き下げ対象商品は、食品、健康補助食品、医薬品、日用消費財、衣類・靴類・帽子類、家庭用設備、文化・娯楽製品、日用雑貨など各種の消費財で税番号8桁の187品目である。平均税率が17.3%から7.7%に引き下げられた。詳細は[こちらのリンク\(1\)](#)及び[リンク\(2\)](#)をご参考ください。

## 「輸出入検閲検疫機関における検査検疫対象輸出入商品目録」の改定に関する公告(質検総局、税関総署公告2017年第93号)

税関総署は2017年11月1日付けで「『輸出入検閲検疫機関における検査検疫対象輸出入商品目録』の改定に関する公告」を公布し、「輸出入検閲検疫機関における検査検疫対象輸出入商品目録」を改定した。同公告によると、工業製品に係るHSコード158個の監督管理条件「A」の廃止に伴い検閲検疫機関の輸入検閲検疫の監督管理も無くなった。また、タバコに係るHSコード4個の監督管理条件「A」も廃止と共に検閲検疫機関の輸入検閲検疫監督管理を実施せず、輸出検閲検疫監督管理だけが実施される。上述の改定は2017年11月1日から実施する。詳細[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 北京・天津・河北・上海における輸入生物材料の監督管理に係るパイロットプログラム経験の共有及び新たなパイロットプログラムの展開に関する国家質量監督検疫総局の公告(質検総局公告2017年第94号)

国家質量監督検疫総局は2017年10月30日付けで「北京・天津・河北・上海における輸入生物材料の監督管理に係るパイロットプログラム経験の共有及び新たなパイロットプログラムの展開に関する公告」を公布した。同公告によると、北京・天津・河北及び上海自由貿易試験区における輸入生物材料検閲検疫改革パイロットプログラムによる経験を全国展開して普及を図る。また、6大分類44種類の生物材料に対する動植物検疫審査の直接権限を直属の質量監督検疫総局に付与する。このため9種類の生物材料に対する動物・植物検疫審査が廃止され、10種類の生物材料に発行する動植物検疫所の動植物検疫証書が不要となった。また、動物由来成分培養のための培地、商品化された体外診断用試薬及び細胞バンクにおける細胞株の由来動植物種に対する検疫リスクレベルを引き下げ、輸入された実験用SPF鼠及び遺伝物質に関する検疫・監督管理モデルを刷新した。また、同公告によって生物材料の検疫・審査の所要時間が20営業日から7営業日に短縮され、質量監督検疫総局が直接的に検疫・審査を実施する場合も3営業日に短縮し、輸入されたSPF鼠(ラット又はマウス)の隔離時間についても30営業日から14営業日に短縮した。詳細[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 国家質量監督検疫総局、国家食品医薬品監督管理総局による輸入乳児用調製粉乳の成分組成登録管理制度の実施期日に関する公告(質検総局食品医薬品監督管理総局2017年第101号)

国家質量監督検疫総局、国家食品医薬品監督管理総局は共同して2017年11月10日付けで「輸入乳児用調製粉乳の成分組成登録管理制度の実施期日に関する公告」を公布した。同公告によると、一般貿易で輸入される乳児用調整粉乳は該当する国外生産企業が関連規定に従って質量監督検疫総局での登録が義務付けられた。国外生産企業が2018年1月1日以降に生産し中国へ輸入された乳児用調整粉乳は、関連規定に従い、食品医薬品監督管理総局で成分組成の登録を行い、販売用商品のパッケージに該当登録番号を表示しなければならない。なお、該当する国外生産企業が2018年1月1日以前に生産した乳児用調整粉乳の輸入及び賞味期限までの販売に制約はない。詳細[こちらのリンク](#)をご参考ください。

## 商務部の2017年第68号、第69号、第76号、第80号公告

商務部は2017年10月30日付けで「2018年工業製品及び農産品に関する輸出割当総量(商務部公告2017年第68号)」及び「2018年化学肥料輸入関税割当総量、配当原則及び関連手続き(商務部公告2017年第69号)」を公布し、同年11月6日には「2018年原油非国営貿易の輸入枠、申請要件及び申請手続き(商務部公告2017年第76号)」を公布し、同年11月20日に「2018年精製油(燃料油)非国営貿易の輸入枠、申請要件、配当原則及び関連手続き(商務部公告2017年第80号)」を公布した。これにより対象製品の2018年の輸出入を規制した。詳細は[こちらのリンク\(1\)](#)、[リンク\(2\)](#)、[リンク\(3\)](#)及び[リンク\(4\)](#)をご参考ください。

## 地方税関政策の最新動向

### 大連税関・包装容器の通関申告書の作成、船荷証券及び関連電子データの転送に係る要求の明確化に関する公告(大連税関公告 2017 年第 6 号)

大連税関は 2017 年 11 月 17 日付けで「包装容器の通関申告書の作成、船荷証券及び関連電子データの転送に係る要求の明確化に関する公告」を公布した。同公告によると、輸出入品は「税関輸出入品の通関申告書に関する作成基準」に従い輸入品通関申告書を作成・記入する。ただし荷印及び注記欄に包装容器の品名と数量の注記は不要となった。また、包装容器は一時的な輸出入品として個別に通関申告書の作成が義務付けられた。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 寧波税関・抜取検査業務の見直しに関する公告

寧波税関が 2017 年 11 月 22 日付けで「抜取検査業務の調整に関する公告」を公布した。同公告によって寧波税関は港湾統括管理の抜取検査業務(検査指示の細分化)を税関二級リスク予防コントロールセンター(以下「コントロールセンター」)に移管した。今後は港湾の輸出入貨物に関する通関申告書の抜取検査業務はコントロールセンターが担当する。また、全国通関一体化通関申告書及び非通関申告書(例えば ATA カルネ、通関移管など)の抜取検査業務は従来通り検査現場担当者が実施し、通関申告書の再審査に関する抜取検査業務は検査部門が実施する。同公告は 2017 年 11 月 27 日から施行する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 青島税関・一部の公告を廃止(青島税関公告 2017 年第 6 号、第 7 号)

青島税関は 2017 年 11 月 21 日及び同月 23 日に「青島税関 2017 年第 6 号公告」及び「青島税関 2017 年第 7 号公告」を公布した。2017 年第 6 号公告によって 2009 年 6 月 24 日公布の企業の輸出入貨物通関書類の閲覧に関する「青島税関 2009 年第 6 号公告」を廃止した。また 2017 年第 7 号公告によって 2009 年 12 月 25 日公布の通関申告書の申告管理の規範強化に関する「青島税関公告 2009 年第 18 号」を廃止した。

こちらの[リンク\(1\)](#)及び[リンク\(2\)](#)をご参照ください。

### 深圳税関・一部の公告を改定・廃止(深圳税関公告 2017 年第 5 号、第 6 号、第 7 号)

深圳税関は 2017 年 11 月 22 日付けで「深圳税関 2017 年第 5 号公告」「深圳税関 2017 年第 6 号公告」「深圳税関 2017 年第 7 号公告」を公布した。2017 年第 5 号公告によって「深圳税関 2009 年第 3 号公告」及び「深圳税関 2014 年第 2 号公告」を改定した。また、2017 年第 6 号公告によって 2016 年 12 月 26 日公布の「深圳税関が越境 EC(クロスボーダー電子商取引)輸入に関する標準化情報システムの切替に関する公告(深圳税関公告 2016 年第 8 号)」を廃止し、2017 年第 7 号公告によって「深圳税関公告 2006 年第 11 号公告」「深圳税関公告 2007 年第 3 号公告」「深圳税関公告 2014 年第 1 号公告」「深圳税関公告 2016 年第 5 号公告」「深圳税関公告 2016 年第 6 号公告」を廃止した。上述の 3 公告は公布日から施行する。

こちらの[リンク\(1\)](#)と[リンク\(2\)](#)及び[リンク\(3\)](#)をご参照ください。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)  
Partner パートナー  
Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Li Lisa 李輝 (日本語可)  
Director ディレクター  
Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)